

第1回臨時会 会議録

会期 自 令和 6年 3月25日

至 令和 6年 3月25日

(1日間)

第 1 回臨時会会議録目次

議事日程	2
第 1 日 (招集、上程、説明、質疑、討論、採決)	
招集挨拶	4
議第 3 5 号 (条例)	6
議第 3 6 号 (川上村監査委員の選任)	6
議第 3 7 号 (川上村副村長の選任)	8
署名	14

令和6年 川上村議会 第1回 臨時会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第1	会議録署名議員の指名 6番議員 7番議員											
第2	会期の決定（3月25日～3月25日までの1日間）											
第3	（1）村長の招集挨拶											
第4	議第35号 川上村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第5	議第36号 川上村監査委員の選任、同意について	同意	無記名による投票 賛成9票									
第6	議第37号 川上村副村長の選任、同意について	不同意	無記名による投票 賛成3票 反対6票									

招集年月日	令和6年3月25日			
招集の場所	川上村議事堂			
開 議	令和6年3月25日 午前10時00分から 令和6年3月25日 午前10時58分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	6番 井出 光 7番 由井 基治			
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦	社会福祉協議会事務局長 由井 康奈		
	副 村 長 中島 修	診療所事務長 原 達也		
	教 育 長 藤原 克朗	保 育 所 長 篠原 正和		
	会 計 管 理 者 原 岳司	教育振興課長 長崎 治		
	総 務 課 長 由井 正一	教育振興課参事 加藤 明男		
	企 画 課 長 中嶋 昌哉	公 民 館 長 高見澤 光		
	産 業 建 設 課 長 原 恭司			
	保 健 福 祉 課 長 藤原 英紀			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 小林 達樹			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年川上村議会第1回臨時会

令和6年3月25日
(開会 10時 00分)

- 議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。
本日は全員の出席を得ております。
ただいまから令和6年第1回臨時会を開会いたします。
それでは日程により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（由井秀樹君） 最初に、会議録署名議員を指名いたします。
6番 井出光君、7番 由井基治君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（由井秀樹君） 続きまして、会期の決定についてお諮りいたします。
会期につきましては、議会運営委員会で検討されましたので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長 8番議員 林 克比古君。
- 議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。それでは議会運営委員会から第1回臨時会の運営につきまして、ご報告いたします。本日、役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日1日限りといたしました。
上程される議案は条例改正案が1件、人事案件が2件です。慎重な審議と議論またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告とします。
- 議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日1日限りとする旨の報告がございました。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 村長招集挨拶

- 議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。
最初に、村長招集あいさつを求めます。由井村長。
- 村長（由井明彦君） 皆さん、おはようございます。
今年は春の訪れも遅く、3月に入ってもまだまだ気温が低い日が続き、例年より

も残雪が多いように見受けられます。体感的に春を感じるには、まだ少し時間を要する気がしておりますが、先日、小中学校の卒業式がおこなわれ、子供達にとっては、一足早い春が訪れました。中学の卒業生は、これまで村内の小中学校で学んできましたが、今度は村外の高校等へ進学となり、環境が大きく変わります。それぞれ、新しい生活に早く慣れて頂き、川上村で育んだ経験や想いを胸に、目標に向かって頑張ってもらいたいと思いま

さて、本日は令和6年第1回臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、ご出席を頂き開会できますことをまずもって御礼申し上げます。

議会に提出しました議案の説明に先立ちまして、最近の村政の状況について申し上げます。

まず、上水道関連でございますが、昨年11月頃より上地区樺山配水池、年明け1月より下地区大深山配水池において、水の流入量の減少が見られはじめました。その後、PCタンク間の水量を調整しながら各家庭へ配布できる水を保つなど、村としても対応して参りましたが、3月に入り、大幅な減少が見られたことから、村民の皆さまに節水の呼びかけや、原因究明の調査をおこなって参りました。しかしながら、絶対量の確保や減少の原因が特定できなかつた為、16日夜から19日朝にかけて計画的断水をおこなったところであります。この間、予定より断水が長時間に及び、村民の皆さまに、ご不便をおかけしたことに對し、改めてお詫び申し上げますと共に、ご理解・ご協力頂きましたことに感謝申し上げます。ここ数日は、水量も7割程度まで回復してきておりますが、これから農繁期に入り、実習生の来村等で、水を使う量も多くなってまいります。今後も、村民の皆さまに節水のご協力を頂きながら、水量を確保できるよう対応して参ります。

それでは、今議会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、条例案が1件、人事案が2件です。

条例案については、国のマイナンバー制度に関連する法律の改正に基づいた、村条例の改正となります。

人事案件につきましては、副村長の再任案と、代表監査委員の新任案をお願いするものでございます

案件の詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいた

します。

日程第4 議第35号 川上村行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 議第35号 川上村行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第35号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第35号 川上村行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第36号 川上村監査委員の選任、同意について

○議長（由井秀樹君） 日程第5 議第36号 川上村監査委員の選任、同意についてを議題とします。

説明を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） =議第36号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

井出光君。

○6番（井出 光君） 36号議案、37号議案に関しては、無記名投票の表決を提案いたします。

○議長（由井秀樹君） 今の井出光議員のことですが、36号と37号は一緒にできないので、36号ということでご理解をいただきます。

他にご意見ございますか。

川上村会議規則第82条に議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採るということですが、1名ということによろしいですか。

由井議員。

○7番（由井基治君） 6番井出光議員に賛成いたします。

○議長（由井秀樹君） ただいまの出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る取らなければならないとありますので、準備を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの井出光議員、由井基治議員に賛同する方はおられますか。記名か無記名かを決めたいと思います。

暫時休憩といたします。議事を整理いたしますので、休憩といたします。

（休 憩）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

議員の皆様、無記名投票にするか記名投票にするかをお諮りいたします。

井出光議員。

○6番（井出 光君） 第82条の2で、同時に記名投票、無記名投票の要求があった時はいずれの方法によるかを無記名投票で決めるとあるけれども、記名投票という要求はなく、無記名投票でやってくださいという意見しかないのです、それを採択するということが良いのではないかと。

○議長（由井秀樹君） 他にご意見ございますか。お諮りいたします。

無記名投票ということでお諮りいたします。異議ございませんか。

準備をいたしますので、暫時休憩といたします。

(休 憩)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場の施錠)

ただいまの出席議員は全員です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に第 1 番 中嶋治樹君、及び第 2 番 川上真人君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。(議員側演台を議長左側に移動し投票箱を設置)

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

(投 票)

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

開票を行います。

1 番 中嶋治樹君、2 番 川上真人君は開票の立会いをお願いいたします。

(開票、集計)

投票の結果を報告します。

議第 36 号 川上村監査委員の選任、同意について、賛成 9 票全員の賛成です。

したがって、川上村監査委員の選任、同意については、同意することに決定しました。

日程第 6 議第 37 号 川上村副村長の選任、同意について

○議長 (由井秀樹君) 日程第 6 議第 37 号 川上村副村長の選任、同意についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。副村長 中島修君。

(副村長退席)

説明を求めます。村長。

○村長 (由井明彦君) =議第 37 号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。3番古原議員。

○3番（古原和哉君） 私から2つほど聞きたいことがありまして、質問させていただきます。

まずひとつ目は、通してしまった話ではありますが、役場の前の土地の問題であります。隣の土地と一緒に価格は聞いたわけですが、別々の価格を議会の方へ教えてもらってないわけでありまして。まず再任ということになりますと、その所をもう一度説明をお願いします。

もうひとつは、再任ということになりますと、土地交渉の年数が何年もかかったわけでありまして、その理由に対しても聞きたいと思っております。これは村民の皆さんから私にどうなっているのかと何度も質問された問題であります。どうかその辺をはっきりしたうえで再任をお願いしたらどうかと考えるところであります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 土地の価格の問題ですけれども、こちらは今すでに職員が駐車しております南東側の仮駐車場がありますが、そちらと同等の価格で行っております。

土地交渉の何年もかかった理由ですけれども、当初今の当該の土地について当初の計画ですと計画に入っておりませんでした。土地もその後の計画として入れていった方が一体的に整備できるというように出てきまして、その関係でその場所を後から駐車場用地として計画の入れていったわけですが、そんな形の所がありましたので、今も完成しているアスファルトの南側の土地は最初から計画に入っておりまして、アスファルトになって舗装になっております。

先ほど申しました南東側の北側の部分については賃貸借が結べましたので、これについても仮設駐車場として使っております。

当該の南東側の県道側の土地ですけれども、ここについては計画になかったことと、最初から仮設駐車場としての賃貸借も結んでおりませんでしたので、あの部分については開発が遅れてきた。その後の流れとして、南東側の北側の部分、この土地について土地交渉、賃貸借ではなくて売買できるという話が出ておりまして、その関係で売買させていただきました。当該の南東側の県道側の南側の土地ですけれども、それについても土地交渉をしたところ売っていただけることが出てきましたので、その後計画に入れながら土地を購入させていただきました。

ですから最初から計画に入っていれば当然一体的に整備できたのですけれども、

当初の段階では建物を建てる時には計画に入っていなかったものですから、後を追う形で整備が進んできているというのが現状でございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 古原議員。

○3番（古原和哉君） もうひとつ聞きたいことがありますて、交渉を始めたのは何時から始めて、何年くらいかかったのかをお聞かせください。それと、どうして筆別なんですけれども、筆が分かれているのに、どうして価格の提示を2筆一緒の価格で提示したのか。その所もお答えをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 皆さんご存知のとおりだと思いますが、あの土地は中島家本家から譲り受けたということでございまして、お父さんの時にあそこへ家を建てたということでございます。誰もそうだと思いますが、その土地に対する執着は非常に強いものがあつたわけでございます。自分のうちのせんぜいものをつくるにも、なにをするにしても、彼にしてみれば、私も気持ちは分かります。なんで俺が役場のためにそんなことをしなくてはならないのかという理由もありますが、しかしながら彼は役場の職員ということでございまして、先頭に立って、そういう意味では協力していかなければいけないものだ、それは私も理解できるわけでございます。あそこには自分たちの生活がかかっているということもございました。

なんととっても一番の原因は計画に入っていなかったというのが原因であります。その原因も今更なんだという反発的な考えも彼はあつたと思います。

しかしながら私は前の議会にも散々言われたわけでございます。話は俺が付けるから心配するなということございまして、議会の最終年度に話をしようやく首を立てに振っていただいたという経過があるわけでございます。

本当は最初にやりたかったのは、当たり前のことでございますが、一番のネックは計画に入っていなかったというのが、一番のネックではないかと思ひます。

やはり彼がこだわったのは憲隆君の所からいただいた土地を大事にしたいという気持ちも私はよく分かりますが、公共のためではないかとそういうことで段々交渉をしていって、ようやくイエスの返事をいただいたという経過がございまして。

3番議員だけでなく、私も村民からいろいろ言われたわけでございまして、ようやく今日の運びになったというのが経過でございます。

○議長（由井秀樹君） 答弁を終わります。古原議員。

○3番（古原和哉君） 今の村長の話に職員時代からの話になると、かなり古くて4年とか5年、私の質問は何時頃から交渉したか、それを聞いたわけであります。そこを

教えていただきたいと思います。

筆が別なのに、どうして合算の計算で出してきたのか。筆別で分けて平米当りの単価で出せば良かったのではなかったかと思うわけです。そこの所もお答えできれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 私は職員時代とは言っておりません。副村長になってからです。職員とは申しておりませんから。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 平米当りの単価についてはあそこの土地は一番南側、真ん中に水路があって、そこに土地があって、北側に一番広く仮設駐車場と砂利になっている所があるのですけれども、その土地については全部同じ平米当り単価で示しておりまして、それに面積をかけて土地交渉を行って契約をしております。以上です。

○3番（古原和哉君） 私からの質問は以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で3番古原和哉議員の質疑を終結いたします。

他に質疑はございませんか。6番井出光君。

○6番（井出 光君） 現状の川上村を見てみると、保育園が統合されて大深山にあります。平成9年には小学校が統合されて原地区にもってきます。駐在所もあります。上地区にはなんにもなくなって、すごい過疎地区になっています。村長は村民の選挙によって御所平、副村長は大深山、教育長も大深山、議長は議会の選出によって御所平ですけれども、上地区にはなんにもないです。昔からの慣例ではないですけれども、村長が下地区の場合は副村長を上地区から選ぶというのが時々ありました。

今回はそういう考えは村長にあったのか。そういう考えがあったけど、上にも下にも副村長に適正な人がいなかったのも、今回の古原君の質問にもあった駐車場の問題とか、そこにあった植木の植栽の問題とか、あったにも関わらず鑑みて現在の副村長を再任して、前の藤原村政の殻をうちやぶって、これから新しい由井明彦村政の行政を行っていく上で、今の副村長が最適な人間だと思って選出したのか、その辺を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 私にしてみれば、有難い存在でございます。なにをやるにも行政経験が豊富ですから、相談しやすいということもありまして、私も1期でやめれば、彼も1期で辞めたことだと思っておりますが、2期目ということでもございまして、同じ釜

の飯を食ってきた仲でございますから、最後まで付き合っていたきたいという気持ちも充分にあったわけでございます。

確かに上下のバランスというのは非常に難しいものがあります。私も何回か上地区へ行って、足を運んでお願いしたケースもございますが、なかなか適任者がいないということでございまして、自分の気持ちに確かにあせりもあった気もいたしますが、そのことは別のことだと考えておりますが、私にしてみれば適任者だったと確信をしております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。

○6番（井出 光君） 今の答弁を伺っていますと、村長にとってやり易い人選で選んだということで、決して村のためによかれと思って選んだ人選ではないと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井村長。

○村長（由井明彦君） 私のために良かったということは村のためにも良かったと確信をしております。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。

○6番（井出 光君） 質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で井出光議員の質疑を終結いたします。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。川上真人君。

○2番（川上真人君） 今回の人事案件について、私の反対の意見を述べさせていただきます。非常にこういう所で反対の意見をいうのは気合が要りますが、述べさせていただきます。先ほど古原、井出両議員からの質問にもありましたが、ひとつ目の理由として、やはり上地区から村の重要なポストに独りも入っていないこと。二つ目はやはり庁舎、駐車場から計画に入っていないということですが、村民には理解できておらず、結果的に行政不信を抱かせた結果になってしまったのではないのでしょうか。

以上2点を考えると、私は反対です。以上です。

○議長（由井秀樹君） 賛成の側から討論はございませんか。林議員。

○8番（林 克比古君） 私は誰がこうではなくて、今この現状で、今村長がやりたい、どういうふうにしていきたい所で誰が適任か、ここで上地区で私が思っていた人がたぶん出れないから他に誰が適任か浮かばないんです。上地区で。そうなった時に後4年間、統合問題とかいろいろな問題がある時に、村長一人きりではたぶん背負

いきれない。村長がいて、相方がいて背負いきれると思います。私はだから経験を持っている人間で、今回はしょうがないと思います。終わります。

○議長（由井秀樹君） 反対側から討論はございませんか。

なしと認め、賛成側から討論はございませんか。

以上で討論なしと認め、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

井出光君。

○6番（井出 光君） この採決も先ほどと同じ無記名による投票で採決をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 他に井出光君のご意見に賛同される方はおられますか。

由井基治君。

○7番（由井基治君） 今の意見に賛同いたします。

○議長（由井秀樹君） 第82条2により記名投票と無記名投票について採決を行います。

井出光君。

○6番（井出 光君） 82条2は同時に記名投票と無記名投票の要求がある時とありますので、今回記名投票の要求はありませんので、無記名投票でいいと思います。

○議長（由井秀樹君） 記名投票の要求はございますか。

それでは無記名投票と決定いたします。

暫時休憩といたします。

（休 憩）

休憩を閉じます。

議場の出入り口を閉めます。

（議場の施錠）

ただいまの出席議員は全員です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に第1番 中嶋治樹君、及び第2番 川上真人君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。（投票箱の点検）

「異常なし」と認めます。（議員側演台を議長左側に移動し投票箱を設置）

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投 票）

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

開票を行います。

1 番 中嶋治樹君、2 番 川上真人君は開票の立会いをお願いいたします。

(開票、集計)

投票の結果を発表します。

議第 37 号 川上村副村長の選任、同意について、賛成 3 票、反対 6 票、したがって、川上村副村長の選任、同意については否決されました。

由井村長。

○村長（由井明彦君） 投票の結果、本当に素直に受け入れます。本当に厳しい審判、私にも責任があろうかと感じております。いつも申していたとおり、また初心に帰りまして、村民のため村政発展のために尽力するつもりでございます。今日のように厳しいご意見もいただきながら皆様方と一緒に村政を担っていきたいと考えております。よろしくご指導のほどをお願いいたします。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。議事進行に混乱のあったことをお詫び申し上げます。

これをもちまして令和 6 年第 1 回臨時会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

(閉会 10 時 58 分)

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番